

業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する  
意見募集の実施について

国の審議会の議論等に適切に対応するため、本機関の業務規程及び送配電等業務指針を一部変更（別紙2及び別紙3）するにあたり、別紙1により本機関ウェブサイトにて意見募集を実施する。

意見募集の期間は、別紙1のとおり、2025年12月3日（水）から2025年12月23日（火）（21日間）とする。

（注）今回の業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものである。

<参考>業務規程

（意見の聴取等）

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2 （略）

（送配電等業務指針の変更に関する調査・検討）

第178条 （略）

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

以上

別紙1：業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について

別紙2：業務規程の変更案

別紙3：送配電等業務指針の変更案

2025年12月3日  
電力広域的運営推進機関

業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について  
(意見募集期間:2025年12月3日(水)~2025年12月23日(火))

本機関の業務規程及び送配電等業務指針を一部変更するにあたり、意見募集を実施します。

## 1. 意見募集の趣旨

国の審議会の議論等に適切に対応するための変更です。

今回の業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第6条第1項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第178条第2項の規定により、意見募集を実施するものです。

### <参考>

(意見の聴取等)

第6条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 2 (略)

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第178条 (略)

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 2. 意見募集の対象

今回の意見募集の対象となる、業務規程・送配電等業務指針の変更箇所は以下の資料のとおりです。説明資料として、「業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について」をご覧ください。

(1) 業務規程の変更案

(2) 送配電等業務指針の変更案

【説明資料】 業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について

### 3. 意見募集の期間

2025年12月3日（水）から2025年12月23日（火）（21日間）

### 4. 意見提出方法

ご意見は、所定の「意見提出様式」で、電子メールによる添付、もしくは郵送により提出してください。電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### ① 電子メールによる場合

電子メールアドレス： k-ikenboshuu@occto.or.jp

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛

<2025年12月23日（火） 17時必着>

#### ② 郵送による場合

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係

※郵送の場合は、封筒もしくはハガキに「意見募集（総務部）に対する意見提出」と朱書きいただきますようお願いいたします。

<2025年12月23日（火） 必着>

### 5. 記入事項

電子メールによる添付による場合、郵送にてお送りいただく場合、いずれの場合も以下の事項をご記入ください。

- ① 法人名又は団体名
- ② 連絡先（担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ③ 意見 ※ 意見の対象となる条項番号についても記載してください。

#### 【意見提出様式】

意見提出様式（業務規程及び送配電等業務指針変更案用）

## 6. 記入にあたっての留意事項

- 提出していただくご意見は日本語に限ります。
- 今回、意見募集対象は、上記2.に掲げる文書の内容に関するものとします。これ以外のご意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見は1件あたり理由も含め1,000文字以内とします。意見が1,000文字を超える場合、その内容の要旨をご意見の先頭に記載してください。

## 7. その他

- 皆様からお寄せいただいたご意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご記入いただいた連絡先は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の本機関からの連絡・確認のために利用します。
- お寄せいただいたご意見については公表する予定であり、その場合、法人または団体名に限りその名称を併せて公表させて頂く場合があります。
- 皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。

### 【意見募集に関するお問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛  
メールアドレス： k-ikenboshuu@occto.or.jp

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1062 214 1457 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="587 632 982 726">業務規程</p> <p data-bbox="483 1304 1086 1356">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2852 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 632 2377 726">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1304 2481 1356">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  <u>令和4年4月1日変更</u>  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和6年8月1日変更  令和7年4月1日変更  <u>令和7年4月1日変更</u></p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行  平成27年4月28日変更  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年4月1日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年2月1日変更  令和4年4月1日変更  (削る)  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和6年8月1日変更  令和7年4月1日変更  (削る)  <u>令和7年8月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。</u> 4・5 (略)</p>	<p>(運用容量の設定) 第126条 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>毎年1月末日までに、翌年度以降の長期及び年間における運用容量を算出する。</u> 4・5 (略)</p>
<p>(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、<u>毎年2月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u> 3・4 (略)</p>	<p>(マージンの算出) 第129条 (略) 2 本機関は、マージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、<u>毎年1月末日までに、翌年度以降の長期及び年間におけるマージンの値を算出する。</u> 3・4 (略)</p>
<p>附則 (平成28年4月1日)</p> <p><u>(計画値の登録移行)</u> 第3条 本規程の施行日時点における第1年度から第10年度までの各計画の計画値 (通告値を含む。以下この条において同じ。) については、本規程の施行日の前日の終了時点において、<u>広域機関システムに登録されている計画値 (連系線利用計画及び通告値については登録時刻も含む。) とする。</u></p>	<p>附則 (平成28年4月1日)</p> <p>第3条 削除</p>
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p><u>(経過措置計画の管理)</u> 第3条 本機関は、平成28年度長期断面の連系線の利用に関する計画 (以下「連系線利用計画」という。) を、<u>附則第1条第2項の施行日以降、地域間連系線の管理に関する規定の改定に伴う経過措置の対象となり得る計画 (以下「経過措置計画」という。) として取り扱い、管理するとともに、卸電力取引所に当該経過措置計画を通知する。</u> 2 <u>本機関は、連系線利用計画の登録時刻を経過措置計画に承継するものとする。</u> 3 <u>本機関は、次条に定めるところにより経過措置計画が経過措置の対象となるか否かの判定 (以下「経過措置可否判定」という。) を行い、当該判定結果にしたがい経過措置の対象を定めるとともに、管理する。</u> 4 <u>本機関は、経過措置可否判定の結果を、経過措置計画を有する者 (連系線利用計画登録時の電力取引に係る契約の相手方と経過措置の付与について合意が得られた当該相手方を含む。以下「経過措置対象者」という。) 及び卸電力取引所に、経過措置の精算の根拠となる値として通知する。</u> 5 <u>本機関は、経過措置対象者が一つに統合された場合には、統合前の経過措置対象者に対応する経過措置計画の登録時刻を各々継続して管理する。</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第3条 削除</p>
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p><u>(経過措置計画の更新)</u> 第5条 本機関は、経過措置対象者から、送配電等業務指針に定めるところにより、<u>経過措置計画の値を減少させる場合に限り、更新する計画 (以下「更新計画」という。) の提出を受け付ける。</u> 2 <u>本機関は、更新計画の提出を受け付けた場合には、経過措置計画の値を当該更新計画の値に更新する。</u> 3 <u>本機関は、送配電等業務指針に定める更新期限までに更新計画が提出されなかった場合には、経過</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第5条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>措置計画の値の断面を30分単位の断面に変換して更新する。</u></p> <p>4 <u>本機関は、随時、更新計画の提出を受け付ける。</u></p>	
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>(経過措置計画の承継)</p> <p>第6条 <u>本機関は、経過措置計画に対応する供給先となる事業者 (以下「供給先事業者」という。) が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者 (発電設備を設置しようとしている者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。) が供給先事業者を確保したことを確認できた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより経過措置計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先未定発電事業者等が有する経過措置計画の全部又は一部を、当該供給先事業者に承継させることができる。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の規定により供給先事業者を経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p>
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)</p> <p>第7条 <u>本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた経過措置計画について、経過措置の対象日の属する年度の前々年度の3月1日までに供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合には、当該経過措置計画の登録を取り消す。</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>(経過措置計画の確認)</p> <p>第9条 <u>本機関は、次の各号に掲げる手順により、経過措置の利用状況等を確認する。</u></p> <p>一 <u>本機関は、卸電力取引所から経過措置計画に係る入札実績 (以下「経過措置入札実績」という。) の提出を受ける。</u></p> <p>二 <u>本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績を照合し、経過措置の利用状況の確認を行う。</u></p> <p>三 <u>本機関は、経過措置計画と経過措置入札実績の乖離が大きい場合等、必要と認める場合には、経過措置対象者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、経過措置対象者に対して、経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>四 <u>本機関は、前各号の規定により、経過措置の利用状況が妥当でないとする場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</u></p> <p>五 <u>本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。</u></p> <p>2 <u>本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査する。</u></p> <p>一 <u>本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所及び蓄電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料 (以下「計画書等」という。) の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</u></p> <p>二 <u>本機関は、計画書等の内容、供給先事業者の確保の状況及び経過措置計画に齟齬がある場合等、</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第9条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>必要と認める場合には、当該経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、経過措置計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該供給先未定発電事業者等に対して、経過措置計画の更新経過、契約書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>三 <u>本機関は、前各号の規定により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</u></p>	
<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（経過措置可否判定及び特定負担可否判定）</p> <p>第4条 本機関は、<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時時点において、<u>経過措置可否判定及び特定負担可否判定</u>（以下「経過措置可否判定等」という。）を行う。ただし、<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、<u>経過措置可否判定等</u>を行う。</p> <p>2 本機関は、<u>経過措置可否判定等</u>を行うに当たって、<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日12時まで、卸電力取引所から発行された間送電権の量（以下「間送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、<u>経過措置可否判定等</u>の結果、卸電力取引所により間送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間送電権発行量の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、<u>経過措置可否判定等</u>において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを<u>経過措置及び特定負担</u>による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る<u>経過措置計画の値と特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての<u>経過措置計画及び特定負担計画</u></p> <p>二 各連系線に係る<u>経過措置計画の値と特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 <u>当該経過措置計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した経過措置計画及び特定負担計画</u></p>	<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（特定負担可否判定）</p> <p>第4条 本機関は、<u>特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時時点において、<u>特定負担可否判定</u>を行う。ただし、<u>特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、<u>特定負担可否判定</u>を行う。</p> <p>2 本機関は、<u>特定負担可否判定</u>を行うに当たって、<u>特定負担</u>による値差精算の対象日の前々日12時まで、卸電力取引所から発行された間送電権の量（以下「間送電権発行量」という。）の通知を受ける。また、<u>特定負担可否判定</u>の結果、卸電力取引所により間送電権発行量の減少が行われた場合は、減少後の間送電権発行量の通知を受ける。</p> <p>3 本機関は、<u>特定負担可否判定</u>において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該それぞれ各号に定めるものを<u>特定負担</u>による値差精算の対象として定める。</p> <p>一 各連系線に係る<u>特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過しない場合 全ての<u>特定負担計画</u></p> <p>二 各連系線に係る<u>特定負担計画の値</u>の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値を超過する場合 <u>当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画</u></p>
<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（減少処理）</p> <p>第5条 本機関は、前条第3項第2号の場合には、<u>当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から間送電権発行量の値を減じた値（ただし、値が負の場合はゼロ）まで経過措置計画の値を減少する。</u></p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書の場合には、<u>当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>経過措置計画の登録時刻が遅い順に値を減少する。ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 本機関は、<u>同順位の経過措置計画及び同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の経過措置計画及び特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画及び特定負担計画の減少量</u></p>	<p>附則（令和2年3月30日）</p> <p>（減少処理）</p> <p>第5条 （削る）</p> <p>本機関は、前条第3項第2号の場合には、<u>当該各連系線に係る特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</u></p> <p>（削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 本機関は、<u>同順位の特定負担計画の減少量は、減少前の特定負担計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、特定負担計画の減少量の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
の算出に当たっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。	る。
附則（令和7年3月26日）  （施行期日） 第1条 <u>本規定</u> は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 （略）	附則（令和7年3月26日）  （施行期日） 第1条 <u>本規程</u> は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 （略）
附則（令和7年7月22日）  （施行期日） <u>本規定</u> は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則（令和7年7月22日）  （施行期日） <u>本規程</u> は、令和7年8月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和8年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p data-bbox="1080 210 1454 294">平成27年4月28日施行 令和7年8月1日変更</p> <h1 data-bbox="379 714 1187 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="474 1428 1098 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2433 210 2849 294">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1774 714 2582 819">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1428 2493 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  <u>令和4年4月1日変更</u>  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和6年8月1日変更  令和7年1月6日変更  令和7年4月1日変更  <u>令和7年4月1日変更</u></p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  (削る)  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和5年12月27日変更  令和6年4月1日変更  令和6年4月10日変更  令和6年8月1日変更  令和7年1月6日変更  令和7年4月1日変更  (削る)  <u>令和7年8月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者（以下この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</u></p>	<p>(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)</p> <p>第175条 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>第174条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備等に係る発電契約者又は当該発電設備等を保有する発電設備等設置者（以下この節において「発電契約者等」という。）とあらかじめ出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。</u></p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p><u>(更新計画の提出)</u></p> <p>第2条 経過措置対象者は、本機関が経過措置計画を管理し、経過措置可否判定を実施するため、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新計画（30分単位の断面に限る。）を本機関に提出しなければならない。</p> <p>一 <u>電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</u></p> <p>二 <u>事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意若しくは同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る計画等の変更又は終了等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</u></p> <p>三 <u>経過措置計画に対応する需要等の減少の見込み等により経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少するとき</u></p> <p>四 <u>その他経過措置計画に登録している値よりも経過措置の利用量が減少することが明らかになったとき</u></p> <p>2 <u>更新期限は、経過措置の対象日の前々日の12時までとする。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第2条 削除</p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p><u>(供給先未定発電事業者等による計画書等の提出)</u></p> <p>第3条 <u>経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>経過措置計画を有する供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保した場合には、当該供給先未定発電事業者等及び当該供給先事業者は、本機関に対し、当該経過措置計画の全部又は一部を承継させるために、次の各号に掲げる手続を行う。</u></p> <p>一 <u>供給先事業者は、原則として、経過措置の対象日の10営業日前までに、本機関に対し経過措置計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から経過措置計画を承継する旨を通知する。</u></p> <p>二 <u>供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ経過措置計画を承継する旨を本機関に通知する。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第3条 削除</p>
<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p><u>(経過措置の利用状況等の確認への対応)</u></p> <p>第4条 <u>経過措置対象者は、経過措置の利用状況等の確認を行うため、本機関が経過措置計画の更新経過、契約書その他の必要な資料の提出を求めた場合には、当該資料を提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>経過措置対象者は、本機関が将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを要請した場合には、当該要請に従うものとする。</u></p>	<p>附則（平成29年9月6日）</p> <p>第4条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p><u>(経過措置計画コードの申請)</u></p> <p><u>第5条 経過措置対象者が統合された場合又は供給先未定発電事業事業者等から供給先事業者へ経過措置計画が承継された場合には、当該統合した経過措置対象者又は当該供給先事業者は、広域機関システムで使用する経過措置計画を特定する番号として経過措置計画コード (申込番号) (以下「経過措置計画コード」という。) の発行を本機関に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 本機関は、前項の申請を受け付けた場合には、当該申請を行った経過措置対象者に対し経過措置計画コードを発行する。</u></p>	<p>附則 (平成29年9月6日)</p> <p>第5条 <u>削除</u></p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和8年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

# 業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2025年12月3日

電力広域的運営推進機関

- 国の審議会の議論等に適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更する。
- 主な変更のポイントは以下のとおり。変更の背景・内容などについては、次頁以降のスライドにて説明。
  1. 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の変更（業務規程）
    - 作業停止計画調整スケジュールを踏まえた運用容量及びマージンの算出スケジュールの変更
    - 2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
  2. 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
    - 連系線利用登録に関する経過措置の廃止
    - 2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行
  3. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
    - 字句修正等
    - 2026年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

## 1. 運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の変更（業務規程）

- 作業停止計画調整スケジュールを踏まえた運用容量及びマージンの算出スケジュールの変更

本機関は、電力系統を安定的に運用するために、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量※<sup>1</sup>及び翌年度以降の長期及び年間におけるマーヅン※<sup>2</sup>の値を算出し、公表している。

※<sup>1</sup> 流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値。

※<sup>2</sup> 需給調整等のために一般送配電事業者間で電気を需給するために、連系線の運用容量の一部を卸取引等には開放せず、本機関において管理する容量。



容量停止計画との一体的な作業調整を実施することを目的に、作業停止計画の調整並びに運用容量及びマーヅンの算出のスケジュールについて、前倒しの検討を行い、作業停止計画の調整スケジュールについては、先行して整理※<sup>3</sup>されたことから、規定改正により、2025年度から前倒しすることとした。一方で、運用容量及びマーヅンの算出スケジュールについては、至近の連系線増強計画※<sup>4</sup>による系統構成の変更など、算出方法の見直しが必要であるため、2025年度については前倒しを見送ることとし、段階的な変更とすることで引き続き調整を行ってきたが、今回、算出方法の見直しが完了したことから、更なる一体的な作業調整に向けて、2026年度以降、算出時期を2月末から1月末へ前倒しすることが本機関の検討会※<sup>5</sup>で整理※<sup>6</sup>された。

※<sup>3</sup> 容量停止計画と作業停止計画については、効率的に整合を図るため、同時期（8～12月）に調整することで整理。

※<sup>4</sup> 中地域交流ループ(2026年度)・東北東京間連系線増強(2027年度)・東京中部間連系設備増強(2028年度以降となる見込み)。

※<sup>5</sup> 第2回 運用容量検討会（2025年10月6日）・第3回 マーヅン検討会（2025年10月29日）。

※<sup>6</sup> 作業停止計画は、供給信頼度確保等の観点から運用容量・マーヅンの考慮が必要であるため、同時期に調整することで整理。

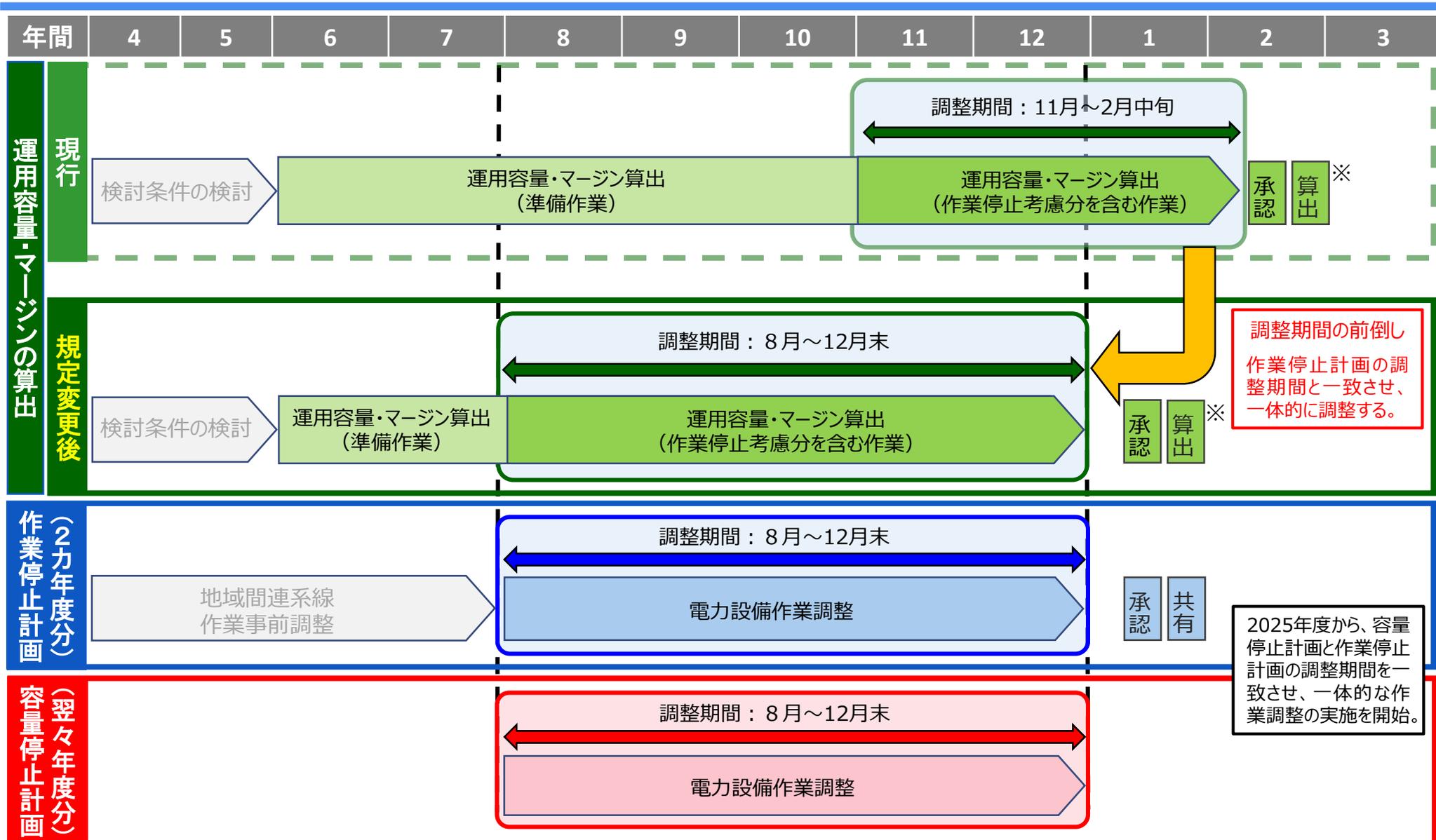


これら整理に基づき、運用容量及びマーヅンの算出スケジュールに関する規定の見直しを行う。

[変更内容]

- 作業停止計画の調整スケジュールと合わせるかたちで、運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定を見直し（毎年2月末日まで ⇒ 毎年1月末日までへ前倒し）。

【業務規程第126条、第129条】<変更>



※ 算出した運用容量及びマージンの値については、本機関のウェブサイトにて、速やかに公表。



- 
2. 連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 連系線利用登録に関する経過措置の廃止

本機関は、2018年10月に連系線利用ルールを連系線の効率的利用、公平性・透明性の確保及び市場環境の整備の観点により、先着優先から間接オークションへ変更※1したことを踏まえ、2016年度の利用計画として登録された長期連系線利用計画（最長10年間の利用計画）を対象に、経過措置※2計画の管理に関する規定を設けた。

※1 連系線を利用する地位又は権利の割当てを直接的に行わず、全ての連系線利用を日本卸電力取引所を介して行うことで、コストの安い電源順に送電することが可能となる。

※2 発電所への投資意欲を維持する観点から設けられた経過措置について、市場分断によるエリア間値差リスクをヘッジするための関接送電権の利用が無償で利用可能となる。



この経過措置は、最長2025年度までの連系線利用登録が対象であり、2026年3月31日をもって、経過措置期間が終了となる。



これに対応するため、連系線利用登録に関する経過措置の規定を削除する。

### [変更内容]

- 2018年10月の間接オークション導入時に設けられた、連系線利用登録に関する経過措置が2026年3月31日をもって終了することから、当該附則を削除※。

※ 先着優先で既に連系線利用計画として登録していた小売事業者等に対する経過措置は2025年度末で終了するが、一方で、連系線の増強工事等の費用を一部負担した事業者（以下「特定負担者」）の取扱いに関する附則は残る（ただし、恒久対策は最長40年、短工期対策は恒久対策後の連系線の使用開始日の前日に終了）。

【業務規程附則（平成28年4月1日）第3条】＜削除＞

【業務規程附則（平成29年9月6日）第3条、第5条～第7条、第9条】＜削除＞

【業務規程附則（令和2年3月30日）第4条、第5条】＜変更＞

【送配電等業務指針附則（平成29年9月6日）第2条～第5条】＜削除＞

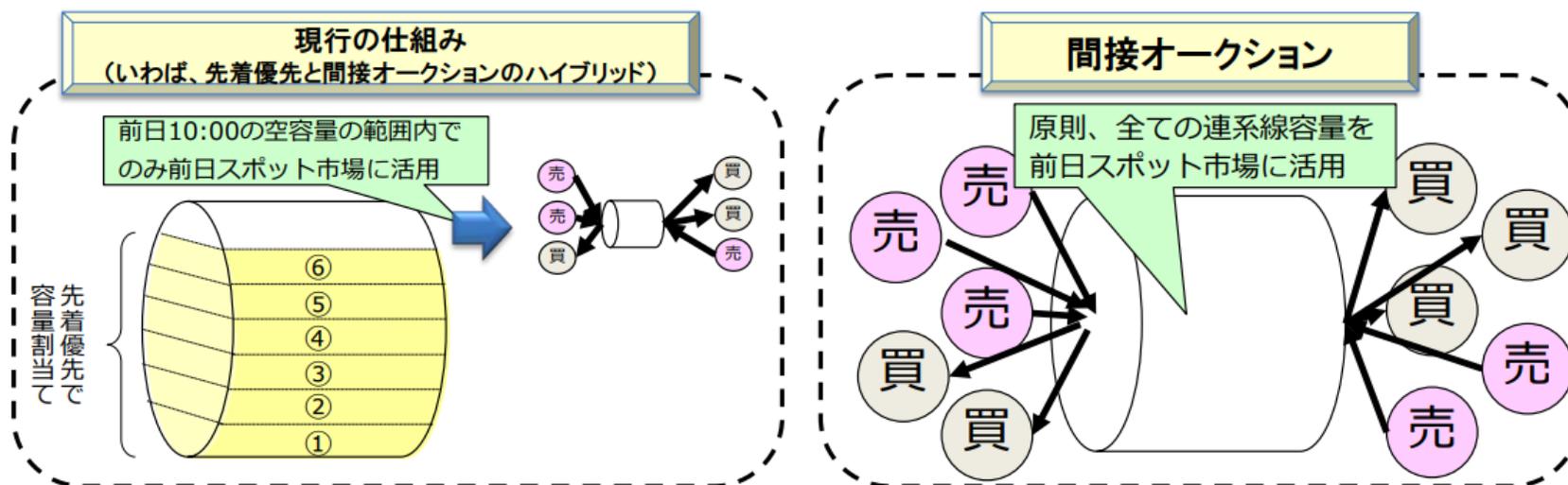
## 間接オークションの概要

- 「間接オークション」は、原則として全ての連系線利用を、エネルギー市場の取引（JEPXのスポット取引等）を介して行うこととする仕組み（※）であり、2018年度から導入予定。

※ 1 現行ルールでは、「先着優先」で連系線の容量を割り当てている。現状において、JEPXのスポット取引は、前日10時の段階でなお空容量となっている連系線を活用して全国取引を行っている。間接オークション導入後は、先着優先の制度を廃止し、原則としてすべてJEPXのスポット取引等を用いて連系線を利用することになる。

※ 2 「間接オークション」導入後も、緊急時のエリア間融通など、系統の供給安定性を向上させるために必要な空容量（「マージン」）等は引き続き確保する。また、運用時には、緊急融通や優先給電ルール等のために「間接オークション」の結果に関わらず連系線が用いられることがあることにも留意が必要。

※ 3 既に連系線利用計画として平成28年度策定時に登録を行っているもの（最長のもので～H37年度）には経過措置が適用される。



第9回 地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会 (2019年4月24日) 資料4から抜粋

(参考) 経過措置事業者、特定負担者の取扱いの比較

5

	経過措置事業者	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
取扱いの内容	<b>エリア間値差相当分の精算</b> ※エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算(いわゆる「オブリゲーション」方式) ※ 特定負担者の取扱いは東北東京間連系線(東京向)を対象とする。		
取扱いの対象容量	平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画を上限に申請された数値	費用負担に応じた容量	
取扱いの期間	2018年度～2025年度	増強工事後の連系線の使用開始日 又は電源の運転開始日のうち遅い日 から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日まで	短工期対策による増強工事後の連系線の使用開始日から(左記の)恒久対策による増強工事後の連系線の使用開始日の前日まで
取扱い対象者	原則として小売事業者(長期連系線利用計画を登録していた事業者)	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
転売・譲渡	エリア間値差相当分の精算の取扱いのみを権利化して転売・譲渡を行うことは認めない。 ※ 特定負担者の電源を第三者に売却・譲渡を行った場合、第三者に特定負担者の取扱いも承継される。 ※ 供給先事業者が確保できていない特定負担者が供給先事業者を確保した場合、当該供給先事業者に特定負担者の取扱いを承継させることができる。		
計画提出	前々日12時までに計画を提出する。計画の更新は減少更新のみとする。		
計画の中身	30分単位のkWh、ただし取扱いの対象容量以下であること。計画の中身は「計画の蓋然性」を求める。		
減少処理の順位	東北東京間連系線の減少処理は、経過措置、間接送電権、特定負担の順番で減少処理を行う。		
受電側の要件	受電側(小売事業者)の約定量が計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の精算を行わない。		
送電側の要件	送電側(発電事業者)の入札量 <sup>(※1)</sup> が正当な理由なく <sup>(※2)</sup> 計画値未満の場合は、精算を停止する等の措置を取る。 送電側の発電計画の内訳は問わない。 (※1)送電者側の要件を「約定量」ではなく「入札量」としているのは、市場価格が限界費用未満となる不可抗力があり得るため。 (※2)「正当な理由」とは、例えば、前々日から前日にかけての発電機トラブル等を想定。		

### 3. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 字句修正等

[変更内容]

- その他記載の適正化（字句修正等）。

【業務規程（変更履歴）】<変更>

【業務規程附則（令和7年3月26日）第1条】<変更>

【業務規程附則（令和7年7月22日）】<変更>

【送配電等業務指針第175条】<変更>